

山添村西豊地区 旧西豊小学校の交流拠点化事業に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と山添村（以下「乙」という。）は、山添村西豊地区における持続的発展や活性化を図るため、旧西豊小学校の交流拠点化事業に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 この協定は、山添村の西豊地区における持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資するため、乙が取り組む旧西豊小学校の交流拠点化事業（以下「事業」という。）に要する経費について、甲が支援措置を講ずることを目的とする。
- 2 この協定は、県と市町村とのまちづくりに関する個別協定書に位置づける。

（事業の位置、概要、期間及び費用）

- 第2条 事業の位置、概要、期間及び費用は、別添事業調書のとおりとする。

（調査等に係る支援措置）

- 第3条 甲は、事業に対する財政支援として、乙に市町村とのまちづくり事業調査費等補助金（以下「調査費等補助金」という。）の交付を行うものとする。
- 2 前項の補助金の額は、事業に係る額から社会資本整備総合交付金等国の他の制度による補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 3 補助金の交付に関する具体的な手続及び補助対象経費等の詳細な事項については、奈良県補助金等交付規則に定めるもののほか、別途甲が定める「市町村とのまちづくり事業調査費等補助金交付要綱」によるものとする。

（整備に係る支援措置）

- 第4条 甲は、事業に対する財政支援として、乙に市町村とのまちづくり事業償還金補助金（以下「償還金補助金」という。）の交付を行うものとする。
- 2 前項の償還金補助金の額は、事業に係る地方債における元利償還費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額に4分の1を乗じて得た額（算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 3 甲は、償還金補助金を乙が起債した翌年度に一括で支払うものとし、乙は、その償還金補助金を地方債の償還財源として適正に運用するものとする。
- 4 償還金補助金の交付に関する具体的な手続及び補助対象経費等の詳細な事項については、奈良県補助金等交付規則に定めるもののほか、別途甲が定める「市町村とのまちづくり事業償還金補助金交付要綱」によるものとする。

(議会の議決)

第5条 この協定に定める事項のうち、奈良県議会又は山添村議会による予算の議決を必要とするものについては、その議決を得た後に効力を生じるものとする。

(協定の解除等)

第6条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の解除又は内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定の解除又は変更をすることができるものとする。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月27日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 山下 真

乙 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地
山添村長 野村 栄作